

第30回定時株主総会資料

電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

連結計算書類の連結注記表
計算書類の個別注記表
(2025年7月1日から2026年6月30日)

株式会社エフオン

上記事項につきましては、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数 : 7 社
- ② 連結子会社の名称 : 株式会社エフオン日田
株式会社エフオン白河
株式会社エフオン豊後大野
株式会社エフオン壬生
株式会社エフオン新宮
株式会社エフバイ奥斯
ソレイユ日田株式会社
- ③ 非連結子会社 : 4 社
連結の範囲から除いた理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の関連会社の数 : 一社
- ② 持分法非適用の非連結子会社 : 4 社
持分法を適用しない理由 : 連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため。

(3) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - a. その他有価証券
市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法
 - b. デリバティブ : 時価法
 - c. 棚卸資産 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - a. 有形固定資産
省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産 : 買取オプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の事業用の建物及び構築物、機械装置及び運搬具 : グリーンエネルギー事業の発電設備における主な建物及び構築物、機械装置は経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。
その他の有形固定資産 : 定率法
 - b. 無形固定資産 : 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

b. メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置、グリーンエナジー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

c. 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

d. 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、株式交付規程に基づく取締役及び従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度における取締役及び従業員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。

b. グリーンエナジー事業

グリーンエナジー事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。また、顧客と燃料売買個別契約を締結しており、燃料の引渡しを履行義務として識別しております。燃料売買個別契約書における引渡しの条件を勘案した結果、燃料に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは燃料の引渡時点であると判断し、当該時点で売上高を認識しております。

c. 電力小売事業

電力小売事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

- ⑤ 重要なヘッジ会計の方法
- a. ヘッジ会計の方法 : 特例処理によっております。
 - b. ヘッジ手段とヘッジ対象 : ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金の利息
 - c. ヘッジ方針 : デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。
 - d. ヘッジ有効性の評価方法 : 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑥ 借入金利息等の固定資産取得原価算入 : 建設期間が1年以上のプロジェクトにかかる固定資産については、その建設期間中の借入金利息及び借入付随費用を取得原価に算入しております。
- ⑦ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 : 当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表）

前連結会計年度まで流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「デリバティブ債権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記しております。なお、前連結会計年度の「デリバティブ債権」は215百万円であります。

（連結損益計算書）

前連結会計年度まで営業外費用の「デリバティブ評価損」に含めて表示しておりました「電力先物差損」は、実態をより適切に表示するため表示方法の見直しを行い、当連結会計年度より、「電力先物差益」として、「デリバティブ評価益」と区分して掲記しております。なお、前連結会計年度の「電力先物差損」は50百万円であります。

5. 会計上の見積りに関する注記

(1) メンテナンス費用引当金

① 連結計算書類に計上した金額 493百万円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

グリーンエネルギー事業の発電設備にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当連結会計年度末までに負担すべき費用の見積り額を、メンテナンス費用引当金として計上しております。この支出見込額については、過去の実績額を基礎とし、将来の材料費等の価格変動について一定の仮定を設定した上で算定しております。

将来の材料費等の価格変動は、市況の影響を受けるものであり、予想しない事象の発生や状況の変化によって、実際の支払額が見積額と異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の評価

① 連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当連結会計年度
株式会社エフオン新宮の固定資産残高	11,571
有形固定資産	11,091
無形固定資産	479

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなるなど減損の兆候を識別した場合に、資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方が帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その差額を減損損失として認識することとしております。

当社グループを構成する発電子会社である株式会社エフオン新宮は、営業活動から生じる損益が2期連続でマイナスであったため、同社の事業計画を基礎として計算した割引前将来キャッシュ・フローと固定資産の帳簿価額を比較しましたが、割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額を上回ったため、減損損失は認識しておりません。

当該判定において使用した事業計画における主要な仮定は、株式会社エフオン新宮の売電単価及び送電量に関する見積りが含まれております。そのため、減損損失の認識の判定において使用した事業計画の前提となった見積り要素などに変化があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において減損損失を認識する可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

① 現金及び預金	:	360百万円	
② 建物及び構築物	:	8,779百万円	(8,779百万円)
③ 機械装置及び運搬具	:	14,682百万円	(14,682百万円)
④ 土地	:	2,073百万円	

この他に連結上表記されない関係会社株式（帳簿価額1,982百万円）を担保に供しております。

上記物件及び関係会社株式は、一年内返済予定長期借入金1,572百万円、長期借入金17,839百万円及び金利スワップ取引分の担保に供しております。

担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定額を含む）： 19,412百万円 (19,412万円)

(注) 上記のうち、() 内書は工場財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 17,210百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

普通株式： 21,635,024株

自己株式： 479,540株

(注) 当連結会計年度末の普通株式の自己株式数には、株式交付信託が保有する株式479,500株が含まれております。

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年8月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2025年6月30日	2025年9月8日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年8月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	173百万円	8円00銭	2026年6月30日	2026年9月7日

(注) 「配当金の総額」には、株式交付信託が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入及び新株予約権等の発行によっています。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスク及び電力市場価格の変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権については、売掛金があり、それぞれ顧客の信用リスクに依存しています。

営業債務では、買掛金、未払金についてはいずれも1年以内の支払期日であります。その他の割賦債務については、支払総額を割賦期間に均等に配分する方法により金利変動リスクを固定化しています。長期借入金は、子会社発電所の建設資金及び当社グループの運転資金であり、このうち発電所建設資金の一部については金利変動リスクに対して金利スワップ取引による支払利息の固定化を実施しています。当該デリバティブ取引は、ヘッジ会計の適用の範囲内です。また、金利スワップ取引以外に電力市場価格の変動リスクを回避する目的で電力先物取引を行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「(3) 会計方針に関する事項 ⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの回収期日管理及び残高管理を行い実施しています。投資先、貸付先の信用リスクは、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や条件の見直し交渉により軽減を図っております。

市場リスク（金利等の変動リスク）については、当社及び借入残高の大きな一部の子会社において借入金の支払金利の変動リスクを抑制するため金利スワップ取引を利用しております。

また、電力市場価格の変動リスクを回避する目的で実施しているデリバティブ取引は、社内規程に基づき適切に管理・執行しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）については、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性資金を一定額以上に維持すること等により実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、現金及び預金、売掛金、デリバティブ債権、買掛金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
長期借入金	20,399	17,758	2,640

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表上に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ債権	－	1,186	－	1,186
資産計	－	1,186	－	1,186

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	17,758	－	17,758
負債計	－	17,758	－	17,758

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものの時価は、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

また、固定金利によるものの時価は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ債権

電力先物取引の時価は、電力先物取引市場等の最終価格から提示された価格に基づいて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	省エネルギー 支援サービス 事業	グリーンエナジー 事業	電力小売 事業	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	278	13,101	7,258	20,638
一時点で移転される財	86	1,052	—	1,139
一定の期間にわたり移転される財	192	12,048	7,258	19,498
その他（注）	—	24	74	99
外部顧客への売上高	278	13,125	7,332	20,737
セグメント間の内部売上高又は振替高	675	3,786	74	4,536
計	954	16,912	7,407	25,274
セグメント利益又はセグメント損失（△）	69	722	△289	502

（注）「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき実施される「電気・ガス価格激変緩和対策事業」等により、国が定める値引き単価による電気料金の値引きを行っており、その原資として受領する補助金（以下、「当該補助金」という。）74百万円を「その他」に区分しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基礎となる重要な事項に関する注記等「(3) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。なお、当社グループの顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	931円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	56円67銭

- (注) 1. 株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は479,500株であります。
2. 株式交付信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期中平均株式数は479,560株であり、このうち株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は479,500株であります。

11. 重要な後発事項に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式 : 移動平均法による原価法
その他有価証券

市場価格のない株式等 : 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法 : 総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

省エネルギー支援サービス事業用の有形固定資産

: 買取オプションが付与された固定資産については、エネルギー供給サービス契約期間を耐用年数とし、契約期間満了時における資産の見積処分価額を残存価額とする定額法。上記以外については経済的使用可能予測期間を耐用年数とする定額法。

その他の有形固定資産 : 定率法

b. 無形固定資産 : 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(4) 引当金の計上基準

a. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を算出しております。

b. メンテナンス費用引当金

省エネルギー支援サービス事業の機械装置にかかる定期点検等のメンテナンス費用の支出に備えるため、その支出見込額のうち当事業年度末までに負担すべき費用の見積額を計上しております。

c. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

d. 株式給付引当金

株式交付規程に基づく取締役及び従業員に対する将来の当社株式の給付に備えるため、当事業年度における取締役及び従業員に割り当てられたポイントに応じた支給見込額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時又は充足するにつれて収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・省エネルギー支援サービス事業

省エネルギー支援サービス事業においては、顧客とエネルギーサービス契約を締結しており、設備運営及びメンテナンス対応を履行義務として識別しております。

エネルギーサービス契約における引渡しの条件を勘案した結果、設備運営については顧客が便益を享受するサービス提供期間にわたり定額で収益を認識し、メンテナンス対応については、サービスの提供を完了し顧客に引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、その時点で収益を認識しております。また、工事請負契約に基づき発電設備の設計及び施工等を顧客に提供しております。

なお、当社の取引に関する主な支払条件は、契約により顧客と合意した支払条件であり、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

工事契約に関して、主に長期の工事契約においては一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額見積額に対する発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

・電力小売事業

電力小売事業においては、顧客と電力需給契約を締結しており、電力の供給を履行義務として識別しております。当該契約は、電力需給契約書における顧客との契約条件に基づいて一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足に応じて売上高を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

：特例処理によっております。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

：ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

c. ヘッジ方針

：デリバティブ取引に関する社内規程に基づき、借入金の金利変動によるリスクを回避することを目的として金利スワップを利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

d. ヘッジ有効性の評価方法

：特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(7) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

：当社は、グループ通算制度を適用しており「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 未適用の会計基準等

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年6月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による計算書類に与える影響額については、現時点で評価中であります。

4. 表示方法の変更に関する注記

表示方法の変更についての注記は、「連結計算書類 連結注記表4. 表示方法の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

5. 会計上の見積りに関する注記

関係会社に対する債権及び投融資の評価

（1）当事業年度の計算書類に計上した金額

科目	金額	
関係会社短期貸付金 (内、(株)エフオン新宮に対する金額)	4,490 (500)	百万円
関係会社株式 (同上)	2,161 (1)	百万円
関係会社長期貸付金 (同上)	2,130 (200)	百万円
関係会社長期未収入金 (同上)	2,172 (1,430)	百万円
合計 (同上)	10,953 (2,131)	百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式の実質価額が著しく下落した場合の回復可能性の判断並びに関係会社の投融資額の回収不能見込額等の評価にあたっては、事業計画を基礎として個社別に見積りを行っております。この事業計画には、主要な仮定として売電単価及び送電量の見積りなどが含まれております。これらの仮定に重要な変更が生じた場合には、翌事業年度に関係会社株式評価損、貸倒引当金繰入額等を計上する可能性があります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産及び担保に係る債務

関係会社株式 : 1,982百万円

上記の関係会社株式は、子会社である(株)エフオン日田、(株)エフオン豊後大野、(株)エフオン壬生、(株)エフオン新宮の一年内返済予定長期借入金1,572百万円、長期借入金17,839百万円及び金利スワップ取引の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 : 115百万円

(3) 偶発債務

① 債務保証

保証先	金額 (百万円)	内容
(株)エフオン日田	50	借入債務
(株)エフオン豊後大野	3,599	借入債務
(株)エフオン壬生	7,049	借入債務
(株)エフオン新宮	8,713	借入債務
計	19,412	

② デリバティブ取引に対する保証債務

被保証者	契約金額等 (百万円)	内容
(株)エフオン豊後大野	2,099	金利スワップ
(株)エフオン壬生	7,049	金利スワップ
(株)エフオン新宮	3,262	金利スワップ
計	12,411	

上記のデリバティブ取引は、子会社の借入金に関する金利変動リスクを回避する目的のものであります。

(4) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務 (区分表示したものを除く)

① 短期金銭債権 : 81百万円

② 短期金銭債務 : 131百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	:	1,062百万円
② 仕入高	:	1,148百万円
③ 営業取引以外の収益取引	:	535百万円
④ 営業取引以外の費用取引	:	6百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	479,500株	160株	120株	479,540株

- (注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによるものです。
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の消却によるものであります。
3. 当事業年度末の普通株式の自己株式数には、株式交付信託が保有する当社株式479,500株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の主な原因は、未払事業税、賞与引当金であります。

- (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。なお、当社は、グループ通算制度において通算税効果額の授受を行っておりません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	(株)エフバイオス	10	燃料販売 運営受託 事業	100.00	役員の兼任	製材工場建設工事 電力売上 事業開発コンサルティング 経営指導業務 新規プロジェクト コンサルティング 業務委託費 資金の貸付	675 21 36 24 72 120 1,700	長期未収入金 売掛金 未収入金 短期貸付金 長期貸付金	742 14 12 3,900 400
子会社	(株)エフオン日田	495	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 子会社の銀行借入金及び金 利スワップに対する債務保 証	9 36 72 50	売掛金 未収入金 —	3 6 —
子会社	(株)エフオン白河	441	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 電力仕入	8 36 72 1,148	売掛金 未収入金 買掛金	3 6 131
子会社	(株)エフオン豊後大野	450	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 子会社の銀行借入金及び金 利スワップに対する債務保 証	9 36 72 (元金) 3,599 (金利スワップ) 2,099	売掛金 未収入金 —	3 6 —
子会社	(株)エフオン壬生	1	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 子会社の銀行借入金及び金 利スワップに対する債務保 証	12 36 72 (元金) 7,049 (金利スワップ) 7,049	売掛金 未収入金 長期貸付金 —	3 6 1,530 —
子会社	(株)エフオン新宮	1	発電事業	100.00	役員の兼任	電力売上 事業開発コンサルティング 業務委託費 子会社の銀行借入金及び金 利スワップに対する債務保 証	14 36 72 (元金) 8,713 (金利スワップ) 3,262	長期未収入金 売掛金 未収入金 短期貸付金 長期貸付金 —	1,430 3 6 500 200 —

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付については、市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して決定しております。
2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
3. グループ会社間の建設工事請負契約及び発電所建設中の子会社に対する貸付金に関しましては、当事者間で工事内容、工事期間、総工費等を勘案して協議の上で決定しております。
4. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1 1. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類 連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 2. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 606円31銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 77円48銭 |

- (注) 1. 株式交付信託が保有する当社株式を、1 株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております。なお、株式交付信託が保有する当社株式の期末株式数は479,500株であります。
2. 株式交付信託が保有する当社株式を、1 株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、自己株式の期中平均株式数は479,560株であり、このうち株式交付信託が保有する当社株式の期中平均株式数は479,500株であります。

1 3. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。